

和歌山県幼保連携型認定こども園に関する認可基準条例（案）概要

（内閣府から参考送付された「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（仮称・案）」をもとに作成したものであり、今後変更の可能性あり）

○学級の編制及び職員に関する基準

学級の編制基準		<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程に基づく教育を行うため、満3歳以上の園児については、学級を編制 ・1学級の園児数は原則35人以下 ・学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で学級編制 ・学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を置く * 保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭と兼任可 * こども園の学級数の1/3の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる
職員	必置	<ul style="list-style-type: none"> ・園長 ・保育教諭 ・調理員（調理業務委託の場合はこの限りではない）
	努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ・副園長又は教頭 ・主幹養護教諭 養護教諭又は養護助教諭 ・事務職員
	職員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・満4歳以上の園児・・・30：1 ・満3歳以上満4歳未満の園児・・・20：1 ・満1歳以上満3歳未満の園児・・・6：1 ・満1歳未満の園児・・・3：1 * 職員の数は、常時2人を下回らない ★具体的な職員配置基準は、公定価格の議論において検討中
	兼職	職員の一部は、他の学校等の職員との兼職可

○設備に関する基準

設備の一般的要件	位置	運営上適切で、園児の通園の際に安全な環境に定める
	設備	指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なもの
園舎及び園庭	園舎の面積（必置）	<ul style="list-style-type: none"> ① 1学級 180㎡ 2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ ㎡ ② 満2歳以上の子ども一人につき1.98㎡ 満2歳未満のほふくする子ども一人につき3.3㎡ 満2歳未満のほふくしない子ども一人につき1.65㎡ * ①と②を合計した面積以上
	園庭の面積（必置）	<ul style="list-style-type: none"> ① 2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ ㎡ 3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ ㎡ ② 3.3㎡×満3歳以上の園児数 * ①か②の面積のいずれか大きい面積・・・A ③ 3.3㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数

		* Aと③を合計した面積以上
	園舎・園庭の位置	同一敷地内又は隣接する位置に設けることが原則
園舎に備えるべき設備	設備 (必置)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室 } 兼用可 ・保健室 } 兼用可 ・保育室 } 兼用可 ・遊戯室 } 兼用可 ・ほふく室又は乳児室 ・調理室 (外部搬入の場合は必要なし) * 外部搬入の場合においても調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は必要 * 食事の提供が 20 人に満たない場合は園児数に応じて必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要 ・便所 ・飲料水用設備 手洗用設備及び足洗用設備 * 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別
	保育室の数	学級数を下回らない
	保育室等の面積	<ul style="list-style-type: none"> ・満 2 歳以上の子ども一人につき 1.98 m² ・満 2 歳未満のほふくする子ども一人につき 3.3 m² ・満 2 歳未満のほふくしない子ども一人につき 1.65 m² * 区分に応じて計算した面積以上
	設備 (努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・放送聴取設備 ・映写設備 ・水遊び場 ・園児清浄用設備 ・図書室 ・会議室
	園舎の階数	2 階建て以下が原則 特別な事情のある場合は 3 階建て以上可
	保育室等の設置階	<ul style="list-style-type: none"> 保育室等は、1 階に設置 * 耐火建築物、待避設備、転落防止設備、屋外階段等を備える場合は 2 階設置可 * 満 3 歳未満の園児の保育室等に限り、一定の要件を満たせば 3 階以上の設置も可
	防災処理	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは防災処理が必要
園具及び教具	園具及び教具の整備	<ul style="list-style-type: none"> 学級数及び園児数に応じ教育・保育上、保健衛生上、安全上必要な種類及び数の園具及び教具が必要 * 常に改善、補充が必要
他の施設及び設備の使用	施設・設備の兼用 保育室等の共用	<ul style="list-style-type: none"> 他の学校等との施設・設備の兼用可 保育室等の共用不可

○運営に関する基準

教育及び保育を行う期間及び時間	教育週数	39週を下回らない
	教育時間	4時間（園児の発達の程度や地域の実態に配慮）
	教育・保育標準時間	8時間
食事の提供	自園調理	保育を必要とする園児に対する食事の提供は原則自園調理 * 1号認定の園児に対する食事の提供も可
	献立等への配慮	園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するもので、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮
	食育の達成目標	健康な生活の基本として食を営む力の育成に努める
食事の提供方法の特例	外部搬入	満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入可 ① 食事の提供の責任が園にあり、衛生面、栄養面等、業務上必要な注意を果たす体制及び調理業務受託者との契約内容が確保されていること ② 栄養教諭又は栄養士等により、献立等について栄養の観点からの指導等がなされること ③ 調理業務受託者が、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有すること ④ 園児の発達の段階や健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること ⑤ 食育に関する計画に基づいた食事の提供に努めること
子育て支援事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援 ・教育・保育の専門性を十分活用し、地域における教育・保育の需要に照らしたものを適切に提供する体制を整備 ・地域の人材や社会資源を活用
掲示	認定こども園である旨の掲示	当該施設が認定こども園である旨の掲示が必要
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	人格の尊重	園児の人権に十分配慮するとともに一人一人の人格を尊重
	地域との連携等	地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、園の運営内容を適切に説明
	職員の資質向上研修機会の確保	自己研鑽に励み、知識技能の修得、維持向上に努める 職員に対する資質向上のための研修機会を確保
	差別的取扱いの禁止	園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって差別してはならない
	虐待等の禁止	園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない
	懲戒に係る権限の濫用禁止	園児に対し、親権を行う場合であって、懲戒するとき又は懲戒に関しその園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

	秘密保持等	業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない
	苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置する等の措置を講じなければならない 教育・保育並びに子育て支援について、指導又は助言等を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない 運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない
	家庭との連絡	保護者と密接な連絡をとり、教育・保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない
既存施設からの移行特例		<p>○既存の幼稚園・保育所からの移行の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準に適合するように努めることが前提 ・設備については、現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例制度あり（幼稚園又は保育所のいずれかの基準を満たすことで足りる特例） （新たな基準に適合する努力義務を促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表） （施行10年経過後に、移行特例の内容等を改めて検討） <p>○現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準に適合するように努めることが前提 ・認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める経過措置あり

○和歌山県独自の基準

和歌山県独自の基準	人権擁護	人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない
	非常災害対策	非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに、災害対策推進員を置かなければならない
	安全管理対策	安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない
	地域連携推進	<p>地域との連携を図るため、その窓口となる地域連携推進員を置くとともに年間計画を作成し実践する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の核となるこども園として、地域の子育てを支援（積極的な広報） ・地域の様々な人材の発掘及び社会資源の活用し、地域の特色を生かした教育を行う ・小学校と連携し園児の発達及び学びの連続性の確保に努める

□ 従うべき基準